

第 2 次中野市環境基本計画 策定方針

平成 28 年 4 月

環 境 課

第2次中野市環境基本計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に、中野市環境基本条例に基づき「中野市環境基本計画」を策定し、「豊かなふるさとを共につくるまち なかの」を目指すべき環境像と掲げ、その実現のための取り組みを進めてきましたが、この間も環境問題は、地球規模で深刻化が進み、これまでも増して環境に配慮した行動が求められています。

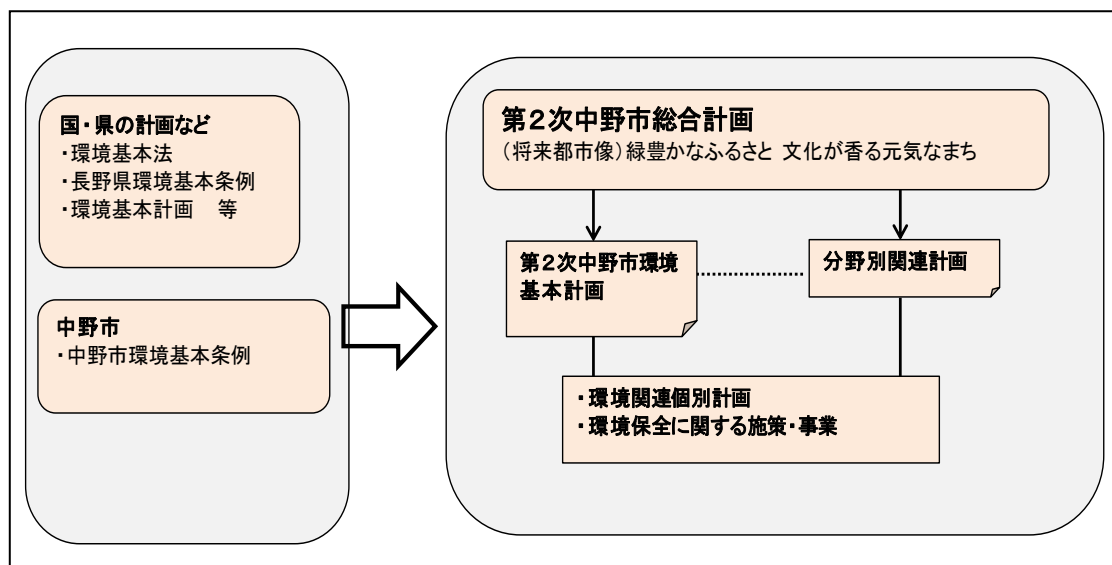
こうした中、現環境基本計画の計画期間が平成29年度をもって終了することから、現計画の成果と課題を踏まえ、市民・事業者・市が一体となって環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな環境基本計画を策定します。

2. 計画の名称

『第2次中野市環境基本計画』とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、中野市環境基本条例に基づき策定するもので、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、国・県の法律・条例および関連計画並びに市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめとして、市が策定している他の構想・計画等と整合性を図りながら、現行の環境基本計画を基礎として策定します。



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度の10年間とします。
ただし、本計画は必要に応じ見直すものとします。

5. 市民参加および策定体制

(1) 中野市環境審議会

本計画については、中野市環境基本条例第7条第3項に基づき、中野市環境審議会条例により設置されている同審議会を最終審議機関とし、諮問・答申を得るものとします。

また、策定の進捗状況等についても、随時報告し、必要に応じ意見聴取を行います。

(2) 市民参加

中野市環境審議会からの意見のほか、市民等の意見を反映するため、事前に環境に関する意識調査を行うとともに、計画案作成時には、パブリックコメントを実施するなど、市民意見の反映に努めながら策定作業を進めます。

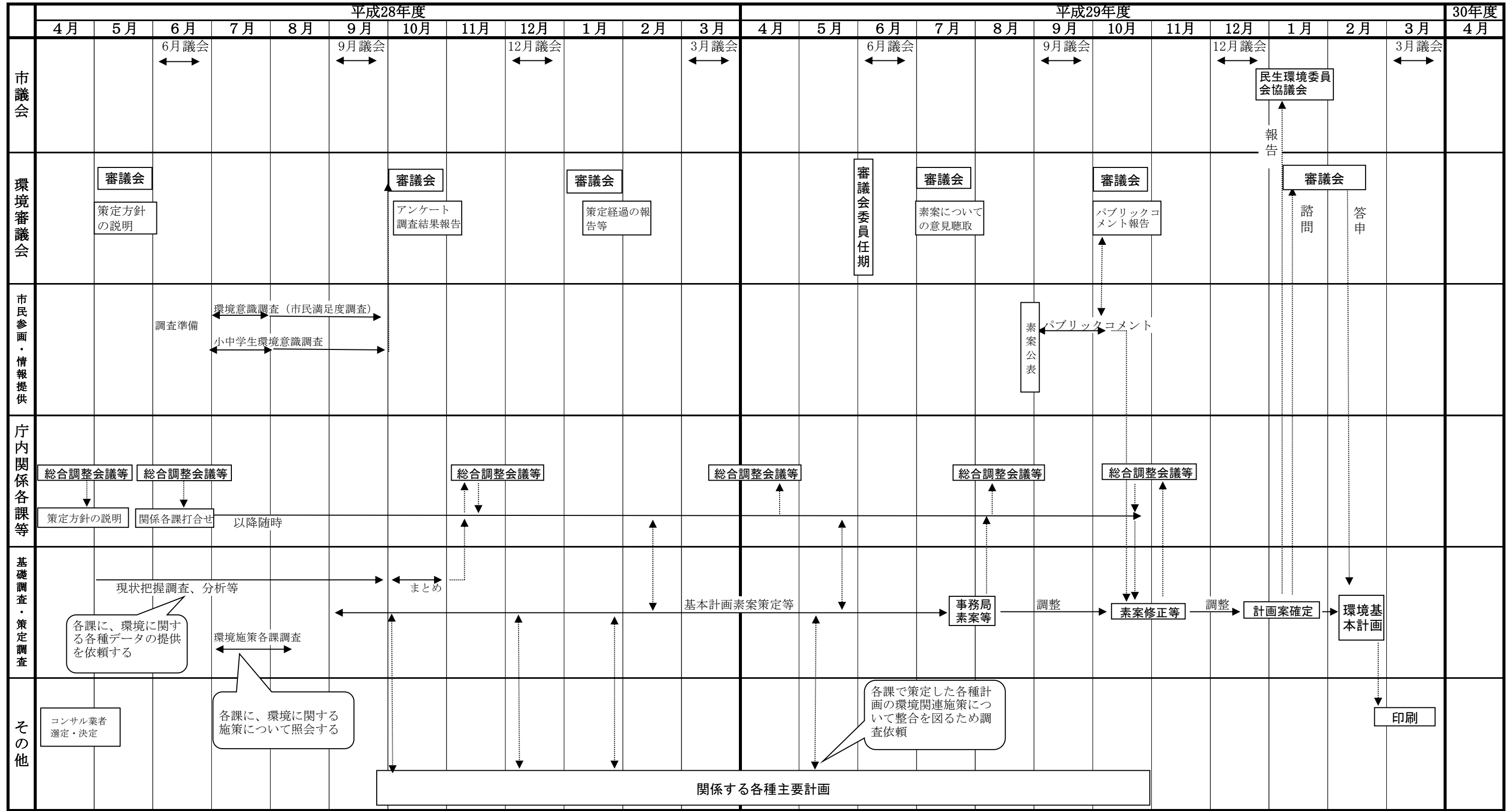
(3) 庁内体制

策定にあたっては、関係部局との連携が必要であることから、必要に応じ、総合調整会議等に諮り策定作業を進めます。

6. 策定スケジュール

平成28年度から平成29年度の2か年で策定します。
なお、策定スケジュールは、次のとおりとします。

第2次中野市環境基本計画策定スケジュール(予定)



※現時点での予定であり変更する場合があります。